

種目	障害及び程度		耐用年数	基準額
特殊寝台	①下肢2級以上又は体幹2級以上の者 ②難病患者等（※1）で、寝たきりの状態のものであり必要と認められるもの		8年	154,000
特殊マット	①下肢機能障害1級（18歳未満にあっては、2級以上）又は体幹機能障害1級（18歳未満にあっては、2級以上）の者であって、常時介護を要する者 ②療育手帳における障害の程度がA1又はA2の者 ③難病患者等（※1）であって、寝たきりの状態のものであり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として3歳以上	5年	19,600
特殊尿器	①下肢機能障害1級又は体幹機能障害1級の者であって、常時介護を要する者 ②難病患者等（※1）であって、自力で排尿できないものであり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として学齢児以上	5年	67,000
入浴担架	下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の者であって、入浴に当たって、家族等他人の介助を要するもの	原則として3歳以上	5年	82,400
体位変換器	①下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の者であって、下着交換に当たって、家族等他人の介助を要するもの ②難病患者等（※1）であって、寝たきりの状態のものであり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として学齢児以上	5年	15,000
移動用リフト	①下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等（※1）であって、下肢機能又は体幹機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として3歳以上	4年	159,000
訓練いす	下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の障害児	原則として3歳以上	5年	33,100
訓練用ベッド	①下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の障害児 ②難病患者等（※1）であって、下肢機能又は体幹機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として学齢児以上	8年	159,200
入浴補助用具	①下肢機能障害又は体幹機能障害がある者であって、入浴に介助を必要とするもの ②難病患者等（※1）であって、入浴に介助を要するものであり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として3歳以上	8年	90,000
便器	①下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等（※1）であって、常時介護を要するものであり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として学齢児以上	8年	9,850
頭部保護帽	①平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害がある者 ②療育手帳における障害の程度がA1又はA2の者であって、癲癇の発作等により頻繁に転倒するもの		3年	※2
T字状・棒状のつえ	①平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害がある者 ②難病患者等（※1）であって、下肢が不自由なものであり、かつ、市長が必要と認めるもの		4年	※3
移動・移乗支援用具	①平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害がある者 ②難病患者等（※1）であって、下肢が不自由なものであり、かつ、市長が必要と認めるもの		8年	60,000
特殊便器	①上肢機能障害2級以上の者 ②療育手帳における障害の程度がA1又はA2の者であって、訓練を行っても自ら排便後の処理を行うことが困難なもの ③難病患者等（※1）であって、上肢機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として学齢児以上	8年	151,200
火災警報機	①障害等級2級以上又は療育手帳における障害の程度がA1若しくはA2の者（火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。） ②火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な難病患者等（※1）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者		8年	15,500
自動消火器	①障害等級2級以上又は療育手帳における障害の程度がA1若しくはA2の者（火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。） ②火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な難病患者等（※1）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者		8年	28,700
電磁調理器	①視覚障害2級以上の者（視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。） ②療育手帳における障害の程度がA1又はA2の者	原則として18歳以上	6年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	原則として学齢児以上	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者（聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）		10年	87,400

在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の者であって、自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行うもの	原則として3歳以上	5年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	①呼吸器機能障害3級以上の者 ②①と同程度の身体障害者であって、市長が必要と認めるもの ③難病患者等（※1）であって、呼吸器機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として学齢児以上	5年	36,000
	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害3級以上の者 ②①と同程度の身体障害者であって、市長が必要と認めるもの ③難病患者等（※1）であって、呼吸器機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として学齢児以上	5年	56,400（気管切開等により自動吸引システム（24時間持続）の吸引器が必要と認められるものにあつては、120,000）
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	①呼吸器機能障害3級以上又は心臓機能障害3級以上の者であって、人工呼吸器の装着が必要なもの、気管カニューレ等の装着を行っているもの又は酸素吸入を行っているもので市長が必要と認めるもの ②難病患者等（※1）であって、人工呼吸器の装着が必要なもの、気管カニューレ等の装着を行っているもの又は酸素吸入を行っているもの		5年	100,000
	酸素ポンベ運搬車	在宅酸素療法を行う者		10年	17,000
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（視覚障害のある者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	原則として学齢児以上	5年	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の者（視覚障害のある者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	原則として学齢児以上	5年	18,000
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の者	原則として18歳以上	5年	12,000
情報意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	①音声機能障害又は言語機能障害がある者 ②肢体不自由者であって、発声又は発語に著しい障害があるもの	原則として学齢児以上	5年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上の者であって、周辺機器又は支援ソフトを使用しなければパソコンの利用が困難なもの	原則として学齢児以上	5年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者又は視覚障害及び聴覚障害の重複障害がある者で、視覚障害と聴覚障害で認定された障害等級が2級以上のもの		6年	383,500
	点字器	視覚障害がある者		7年 （携帯用にあつては、5年）	※4
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（原則として、就労し、若しくは就学しており、又は就労が見込まれる者に限る。）		5年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダ	視覚障害2級以上の者	原則として学齢児以上	6年	85,000
	視覚障害者用活字等文字読み上げ装置	視覚障害2級以上の者	原則として学齢児以上	6年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害がある者であって、当該装置により文字等を読むことが可能となるもの	原則として学齢児以上	8年	198,000
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者	原則として学齢児以上	10年	触読式のものにあつては10,300、音声式のものにあつては13,300
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上の者	原則として学齢児以上	6年	29,000
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声若しくは発語に係る著しい障害がある者であって、当該装置によりコミュニケーション又は緊急連絡等が可能となるもの	原則として学齢児以上	5年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害がある者であって、当該装置によりテレビの視聴が可能となるもの		6年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出をしている者であって、音声機能障害又は言語機能障害があるもの			笛式のものにあつては4年、電動式のものにあつては5年 ※5
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害がある者	原則として学齢児以上		1,030,000
	点字図書	視覚障害がある者			
	人工内耳用体外機（スピーチプロセッサ）	聴覚障害がある者であって、現に装着している体外機（スピーチプロセッサ）が装着後5年間を経過しているもの（医療保険、動産保険等の他制度で助成を受けることのできる者を除く。）		5年	1,000,000
	人工内耳用電池	聴覚障害がある者であって、人工内耳を装着しているもの			※6
人工鼻（埋込型用人工鼻）	喉頭摘出をしている者であって、音声機能障害又は言語機能障害があるもの（常時埋込型用人工鼻を使用する者に限り、医療保険等の他制度で助成を受けることのできる者を除く。）		1月	23,100	
暗所視支援眼鏡	①視覚障害がある者であって、市長が当該用具の装着効果があり必要と認めるもの ②難病患者等（※1）であって、市長が当該用具の装着効果があり必要と認めるもの		8年	395,000	

排泄管理支援用具	ストーマ用装具（消化器系、尿路系、消化器・尿路系）（洗腸用具を含む。）	ストーマ造設者（一時的に造設している者を除く。）			
	紙おむつ等	自力での排泄又は介助による定時排泄が困難な者で、次のいずれかの要件をみたし、かつ、市長が必要と認めるもの （ア）先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があること。 （イ）先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害があること。 （ウ）脳原性運動機能障害（出生からおむね3歳未満で発症した非進行性の脳病変によるものに限る。）により、排尿又は排便の意思表示が困難であること。 （エ）療育手帳における障害の程度がA1又はA2であること。 （オ）両上肢機能障害1級、かつ、両下肢機能障害1級、又は体幹機能障害1級であること。	原則として3歳以上 ※7	1月	※8
	収尿器	高度の排尿機能障害がある者		1年	
住宅改修に係る用具	居室生活動作補助用具（※9）	①下肢機能障害3級以上又は体幹機能障害3級以上の者 ②乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害3級以上の者 ③下肢機能障害又は体幹機能障害がある者であって、肢体不自由のみで認定された障害等級が2級以上のもの ④難病患者等（※1）であって、下肢機能又は体幹機能に障害があり、かつ、市長が必要と認めるもの	原則として学齢児以上		200,000

※1 難病患者等

当該者の障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に起因する者

※2 頭部保護帽

身体障害者手帳所持者に交付する場合

◎オーダーメイドによる製品

- A スポンジ及び革を主材料に製作・・・・・・・・・・15,200
- B スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作・・・・36,750

◎レディメイドによる製品

- A スポンジ及び革を主材料に製作・・・・・・・・・・上記金額の80%の範囲内の額
- B スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作・・・・上記金額の80%の範囲内の額

療育手帳所持者に交付する場合・・・・・・・・・・12,160

※3 T字状・棒状のつえ

◎木材を主体とし、ニス塗装をほどこしたのもの・・・・2,200

◎軽金属を主体とし、塗装無しのもの・・・・・・・・・・3,000

- ・夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合にあつては、1,200円）増しとすること。
- ・外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増しとすること
- ・価格は、1本当たりのものであること。

※4 点字器

◎標準型

- A 32マス18行、両面書真鍮板製・・・・・・・・・・10,400
- B 32マス18行、両面書プラスチック製・・・・6,600

◎携帯用

- A 32マス4行、片面書アルミニウム製・・・・・・・・7,200
- B 32マス12行、片面書プラスチック製・・・・1,650

価格は、点筆を含むものであること。

※5 人工喉頭

◎笛式のもの・・・・5,000

- ・気管カニューレ付とした場合は、3,100円増しとすること。

◎電動式のもの・・・・70,100

- ・価格は、電池又は充電器を含むものであること。

※6 人工内耳用電池・・・・1か月分を2,000円とすること。

※7 紙おむつ

当該者がこの要綱による支給とは別に本市から紙おむつ等の購入費の助成を受けることができる場合又は当該者の家族が本市から紙おむつ等の支給を受けることができる場合は、当該助成又は支給を受けてなお紙おむつ等が不足しているときに限り、第3条の規定による申請を行った日の属する月から当該月が属する年度の3月までの月分の支給を行うものとする。

※8 ストーマ用装具等（1か月分）

◎消化器系・・・・・・・・・・8,858

◎尿路系・・・・・・・・・・11,639

◎消化器・尿路系・・・・20,497

◎紙おむつ等・・・・・・・・・・12,000

収尿器

◎男性用

- A 普通型・・・・7,700
- B 簡易型・・・・5,700

◎女性用

- A 普通型・・・・8,500
- B 簡易型・・・・5,900

※9 居室生活動作補助用具・・・・次の①から⑥までに掲げる用具

- ①手すり
- ②床等の段差を解消するために必要となるもの
- ③滑り止め及び移動円滑化等のために必要となる床、通路面等の材料
- ④引き戸等
- ⑤洋式便器等
- ⑥①から⑤までに掲げる用具の設置等をする上で必要となるもの